

第3章 歴史的風致の維持向上に関する方針

1. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題

(1) 地域の歴史を伝える文化財の保存・活用に関する課題

地域の歴史を伝える文化財は、歴史的風致を構成する必要不可欠な要素である。本市には、指定・未指定にかかわらず、地域の歴史を伝える文化財が多く分布する。それらの現状から、以下のような課題があげられる。

国の史跡である下野薬師寺跡、下野国分寺跡・国分尼寺跡は、指定以来、発掘調査が継続的に行われ、それをふまえた保存整備事業が進められてきた。その一方で、県や市の指定文化財は、調査研究が不足している。

次に文化財の種類による調査研究や指定件数に偏りがあり、特に建造物の指定件数が非常に少ないほか、祭礼や伝統行事等に関連する無形文化財および無形の民俗文化財、農具等の有形の民俗文化財に関する調査や保護・保存も十分とは言い難い。

さらに未指定の歴史的建造物は、維持管理が基本的に所有者にゆだねられており、適切な維持管理や修理が技術的にも経済的にも困難である。また所有者や居住者の高齢化や人口減少等による空き家の増加等から歴史的建造物の老朽化が進行し、老朽化等による解体で空地となる、あるいは非伝統的な形態の建物へ建替等によって、歴史的建造物の滅失が進み、歴史的風致や伝統的な居住環境に大きな影響が出ている。



調査が十分に行われていない兎山城跡



老朽化した旧日光街道（国道4号）沿いの歴史的建造物

(2) 歴史的風致の認識向上・魅力発信に関する課題

歴史的風致を維持・向上するためには、歴史的風致の魅力を発信することなどによって認識を向上させることが必要不可欠である。歴史的風致を今後のまちづくりに活かすことで、地域住民の歴史的風致に対する理解が進み、維持・向上への意識の醸成が期待される。

その課題として、歴史的風致の認識を高めることに繋がる魅力を発信する施設が十分に整備されていないことがあげられる。現在、市内の文化財等に関する展示・公開施設は、しもつけ風土記の丘資料館と下野薬師寺歴史館の2か所である。前者は栃木県より移管された施設であるため、栃木県南部地域という広域な範囲についての展示施設であり、それに対し後者は下野薬師寺跡のガイダンス施設であり、下野市の歴史や文化を総合的に網羅する施設にはなっていないのが現状である。また、前述した干瓢生産の道具

等、農業に関する民俗資料の調査が進められているが、収集・展示および情報発信のための整備が十分に行われていない。

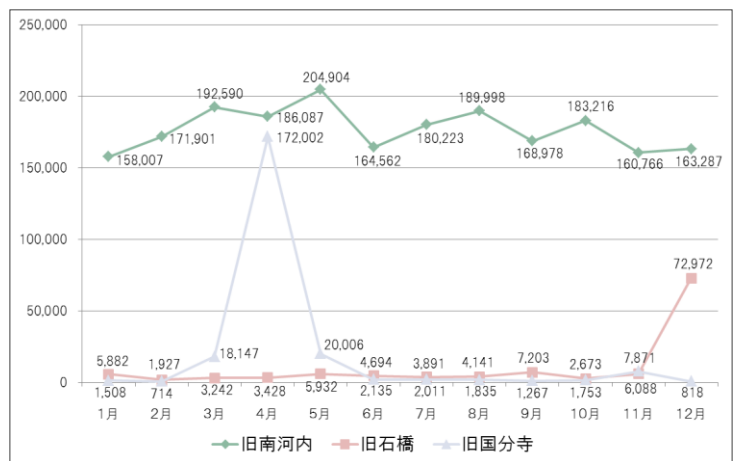
そして国分寺地域では、天平の丘公園の花まつり開催時とそれ以外の来訪者数の差が大きく、平地林の良好な環境を残す天平の丘公園が十分に活用することができていない。

さらに、歴史的風致及びそれらの情報を発信する施設等の相互の連携を含めた広域的な整備に関する課題もあげられる。このように展示や発信する内容のみならず、観光ガイド等を含め、ソフト・ハード両面において居住者、来訪者に対し、歴史的風致の認識向上・魅力発信のための整備が十分ではない。特に、しもつけ風土記の丘資料館は、開館後約30年経過し老朽化が進行しているうえ、ユニバーサルデザイン等にも対応できていない。

また、「下野ブランド推進プラン」に基づき、本市の魅力ある資源の発掘・発信による認知度向上を目指した活動をしているが、これまでに十分な効果を発揮できたとは言い難い。



広域的な展示となっているしもつけ風土記の丘資料館



地区別観光入込客数

(3) 歴史と伝統を守り、継承する人々の活動に関する課題

本市の歴史的風致を構成する人々の歴史的な営みや活動、すなわち祭礼や伝統行事といったものには、天王様、太々神楽、囃子などがある。

これに関する課題として、まず(1)でふれたように無形文化財及び無形の民俗文化財に関する調査がこれまでに十分行われておらず、その実態を把握できていない。

次に、伝統行事等に関する後継者不足による存続および継承が困難になってきている。太々神楽等は、保存会による実践・継承が試みられているが、これらの活動は、コミュニティ意識の希薄化や人口減少、少子高齢化によって人材確保が困難となってきている状況であるため、担い手や後継者の育成が急務である。



下古山星宮神社の神楽で使用する道具の準備する保存会

(4) 地域の文化や伝統を支えた生業の継承・発展に関する課題

本市の歴史・文化資源は、自然環境と一体となって歴史的風致を形成している。特に生産量日本一を誇る干瓢生産は、本市の重要な地域の文化であり伝統産業であると同時に、干瓢の材料である夕顔の実の栽培から加工までの生産活動とそれらの関連施設は、本市を代表する歴史的風致を形成している。

まず農業の担い手が高齢化し、後継者も不足しており、干瓢の生産も減少しているのが現状における課題である。さらに、それによって遊休農地・耕作放棄地が増加して農地が荒れ、良好な農村景観を阻害している。このような現状から、干瓢生産に関する歴史や伝統について理解を深めることで、歴史的風致について認識の向上を図ることが課題である。

次に農村景観の重要な構成要素である平地林は、古代の古墳が平地林となったもの、運上野という中世の封建制によって整備、形成されたもの、近世の街道整備で生まれた並木等、歴史の重層性を示すとともに、農村における里山という大きな役割をも担ってきた。しかし平地林は現代に入り、耕地化が進んだ際に大幅に減少し、現在も減り続けている。本市の独特の平地林の環境を伝える天平の丘公園等も老朽化するとともに維持管理が十分でないことから、良好な環境が損なわれつつある。



耕作放棄地



明治19年

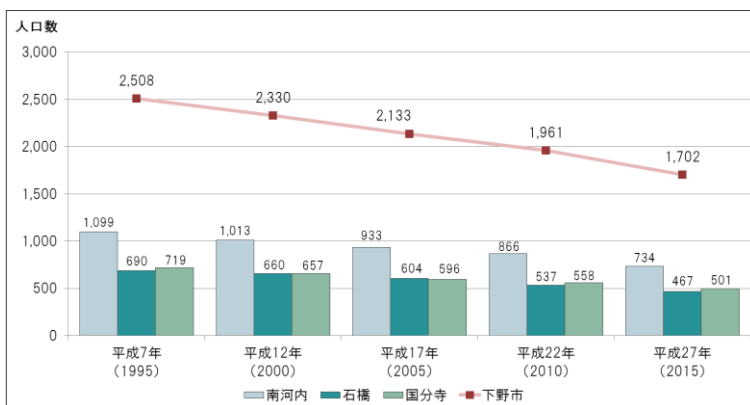


昭和4年



平成9年

国分寺地区の平地林の変遷



下野市の農業従事者数

<下野市『統計グラフ』, 2016.9 >

(5) 歴史的建造物等の周辺環境に関する課題

歴史的風致は、歴史的建造物と周辺の市街地で人々の営みが継承されてきた環境を一体的にとらえるものである。維持・向上すべき歴史的風致における歴史的な建造物等は適切に保存・活用がなされる必要があるが、これらの周囲に位置する建造物や工作物等も歴史的な景観に調和したものであることが求められる。

現在、市内ではバス停、防犯灯、看板、情報案内や説明板などのデザインや色彩に統一感がなく煩雑な印象となっているものがみられるが、現状において景観に関する規制や誘導等についての景観計画を策定しておらず、良好な景観の形成に関する市としての方針が示されていない状況である。

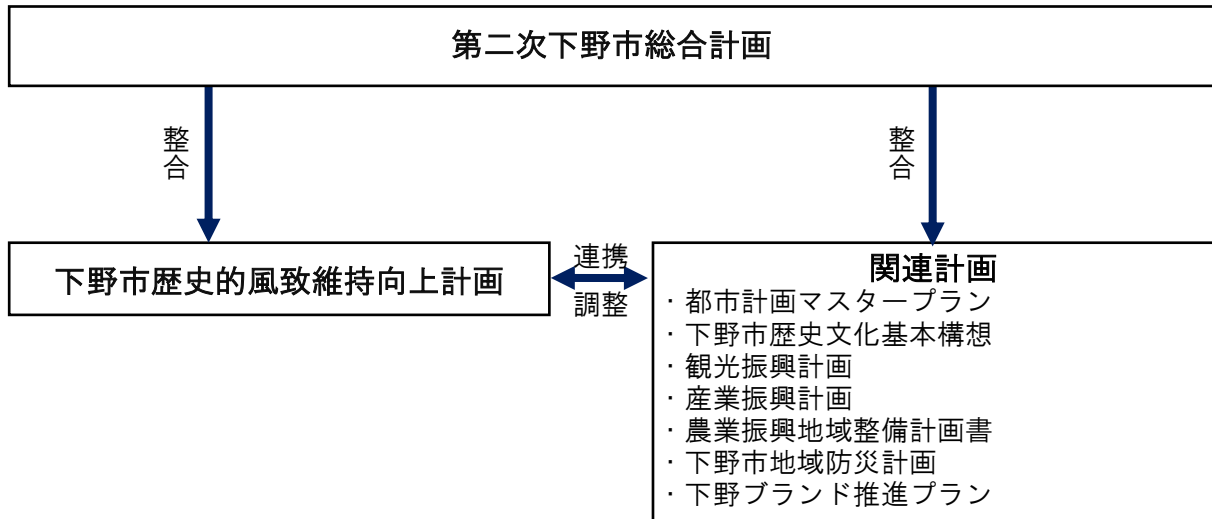
また、現状では、南河内地区の道の駅に訪れる年間 200 万人程度が観光入込客数の大多数を占めるが、道の駅の駐車場の不足とともに隣接する下野薬師寺跡やその周辺地域に誘導するようなくみが未整備である。さらに、市内に点在する文化財等を周遊することが困難で、広域的にみても東西方向の交通網が未発達であり、快適なアクセスのための整備等が不足しているといえる。このように交通網の整備のほか、駐車場や情報発信のための施設をはじめとした便益施設の整備が課題となる。



統一性のない案内看板

2. 歴史的風致の維持及び向上に関する既存計画との関連性

本計画は、市が目指すべき姿を定めた「第二次下野市総合計画」に即している。本市の将来像の実現及びまちづくりの基本理念に沿って、関連諸計画との連携と調整も図りながら、下野市歴史的風致維持向上計画を策定する。



関連計画との相関

(1) 第二次下野市総合計画

策定年月：平成28年（2016）3月、計画期間：平成28年度～令和7年度

本計画は、基本構想（平成28年度から令和7年度）・基本計画（前期基本計画：平成28年度から令和2年度）・実施計画から構成される。下野市の将来像を「ともに築き 未来へつなぐ 幸せ実感都市」、まちづくりの基本理念を「人・自然・文化が織りなす 知恵と協働でつくる下野市」と定め、下野市自治基本条例の理念である「市民が主役のまちづくり」を目指すとともに、市民の幸福感を高めることを主眼としている。

【基本構想】

第4章 下野市の強みと弱み

第1節 下野市の強み

栃木県の歴史を語る上で重要な史跡が残されています。

- ・市内で約1万2千年前の人々が定住したことがわかる遺跡が発見され、5世紀後半には複数の大型前方後円墳が造られ、8世紀には古代東国における行政・文化の中心地として下野薬師寺・下野国分寺・尼寺が建立されました。江戸時代には五街道の一つである日光街道の宿場町（小金井宿・石橋宿）が栄え、小金井一里塚も古代寺院跡とともに国史跡として保存されています。これらの歴史を活かし、子どもたちの誇りや愛着につながるよう、貴重な文化財を次世代に継承するとともに観光資源として活用することが必要です。

第8章 施策大綱

[産業観光]目標4：地域資源を活かし、産業・地域が躍進するまちづくり

- ・第1次産業から第3次産業までの各産業が連携し、地域での雇用の創出と観光による交流が生まれるまちを目指します。
- ・具体的には、全国一の生産量を誇る干瓢をはじめ、米麦や露地野菜、施設園芸、畜産などを中心に農業振興を図り、多様な産業の連携による6次産業化を図るとともに、工業・商業の振興による雇用の創出を図ります。
- ・自然・歴史・文化などの地域資源に更なる磨きをかけるとともに、下野ブランドの充実に取り組み、新たな観光資源の掘り起こしなどの観光振興を図り、シティセールスを推進します。

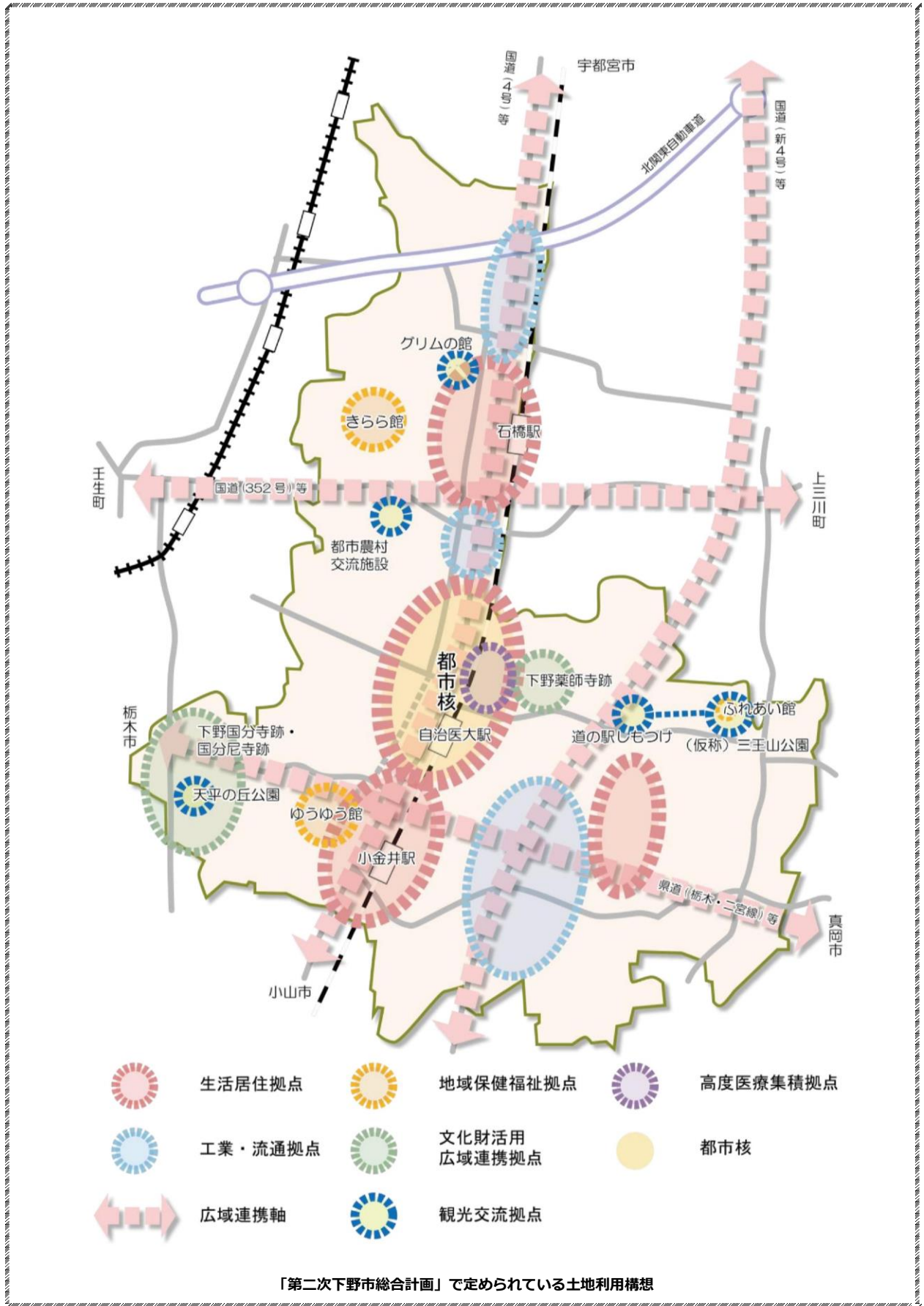
【前期基本計画】

第4章 施策概要

基本施策4-3 魅力あふれる観光まちづくり

5年間で目指すべき姿「多彩で魅力的な地域資源を活かした観光まちづくり」

- ・本市には下野薬師寺跡や下野国分寺跡などの国指定史跡や姉妹都市であるドイツのディーツヘルツタールとの交流に起因したグリムの館、更に広域交流拠点となる道の駅しもつけなど魅力的な地域資源が多数あります。これら個々の魅力向上を推進するとともに、誘客を図るための積極的な情報発信や点在する地域資源の連携による新たな観光を創出する必要があります。また、市民や関係団体と連携した、協働による観光振興が重要となっています。

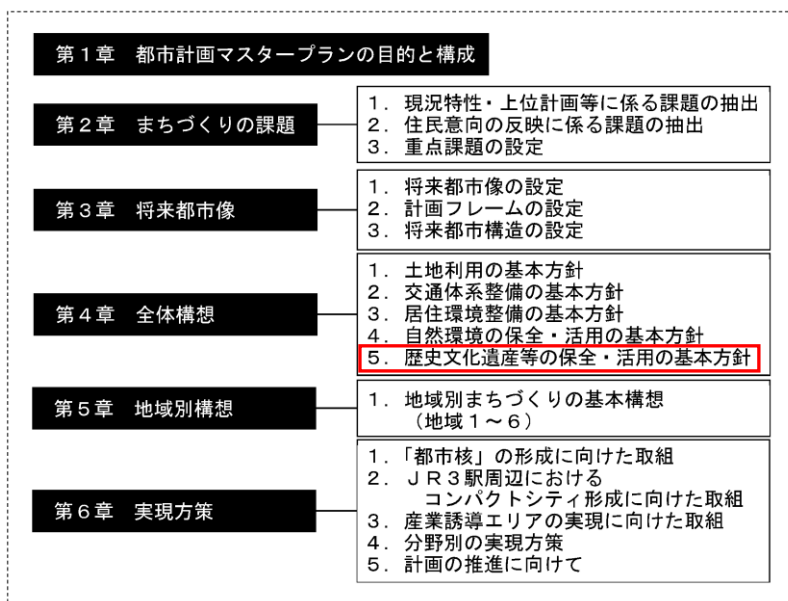


(2) 都市計画マスタープラン

策定年月：平成29年（2017）3月改定、計画期間：平成29年度～令和7年度

総合計画の分野別計画として、市の都市計画（土地利用、都市施設、市街地開発事業、保全）に関する事業や施策を進める上での目標や基本方針を定めている。本改訂版では、JR3駅を中心としたコンパクトシティの形成、市役所庁舎周辺の計画的なまちづくり、広域交通ネットワークを活かした産業拠点づくり、北関東自動車道スマートIC設置などの新たな目標を位置づけるとともに、これまで取り組んできた都市計画分野の取組についても一層の充実を目指している。

【計画の構成】



第4章 全体構想

5. 歴史文化遺産等の保全・活用の基本方針

【基本的な考え方】

- ・ 地域遺産の活用による歴史・文化の感じられる景観の保全など、本市が誇る豊かな景観として保全を図ります。
- ・ 市街地や集落においては、自然環境や歴史・文化などの地域遺産と調和した本市独自の魅力ある都市的景観の形成を図ります。
- ・ 景観形成においては、市民・行政の「協働」を基本に、景観資源とそれらを守り育てる活動による総合的な取組を図り、本市の魅力ある景観の持続的な維持・向上を目指します。

【実現方策】（第6章）

- ・ 歴史まちづくり法に基づく施策（「下野市歴史文化基本構想」に基づく「歴史的風致維持向上計画」の策定）
- ・ 景観法に基づく施策（景観行政団体の指定、「景観計画」の策定）
- ・ 社会資本整備総合交付金
- ・ 風致地区

(3) 下野市歴史文化基本構想

策定年月：平成28年（2016）11月

歴史文化基本構想とは、各自治体が地域に存在する文化財を指定・未指定に関わらず的確に幅広くとらえ、周辺環境まで含めて総合的に保存・活用するための構想である。下野市でも文化財を活かしたまちづくりや観光・産業における地域資産としての活用が見込まれ、文化庁が定める「歴史文化基本構想策定技術指針」（平成24年2月）に基づいて策定された。

第4章 歴史文化保存活用計画

1. 歴史文化の保存・活用の現状と課題

- ・平成21年～23年度に実施した悉皆調査や旧3町が行った町史編さん事業、各遺跡・史跡の発掘調査事業などから、文化財の保存活用に関する課題の抽出や今後の方向性について検討を行ってきた。本項ではその結果も踏まえ文化財の保存活用に関する現状と課題を整理した。

- ①文化財の種別により調査研究にかたよりがあ
- ②下野市の歴史文化の価値や魅力が市民に十分に伝わっていない
- ③文化財の展示・収蔵施設の不足
- ④文化財の一元管理の仕組みがない
- ⑤文化財の多様な活用が十分でない
- ⑥調査研究、活用を推進していくための組織・体制が整っていない
- ⑦関連自治体との相互連携体制の構築

2. 保存活用の基本目標

- ・本市の歴史文化の特色と現状・課題を踏まえて、歴史文化保存活用の基本目標を以下のように設定した。



(4) 第二次下野市観光振興計画

策定年月：平成31年（2019）改定、計画期間：平成31年度～令和5年度

平成30年（2018）7月から「下野市観光振興計画（第二次）作成委員会」を開催し、令和2年（2020）開催の東京オリンピック・パラリンピック競技大会によるインバウンド効果、令和4年（2022）開催の第77回国民体育大会「いちご一会栃木国体」による交流人口の増加を見据え、下野市の観光にかかる課題、基本方針、各施策等について協議・検討を重ねて計画案を作成し、パブリックコメントによる意見聴取等を経て、策定した。

新旧の観光資源の連携・ネットワーク化を図り、「来訪者が何度でも訪れたい観光の創出」を基本方針とする。

現在の観光事業の課題

- 課題1：観光資源と連携した新たな事業の創出
- 課題2：近隣市町との連携
- 課題3：天平の丘公園の再整備
- 課題4：歴史文化資源を活用した観光振興
- 課題5：インバウンドへの対応

下野市の観光振興における体系

基本施策1「魅力ある観光の推進」

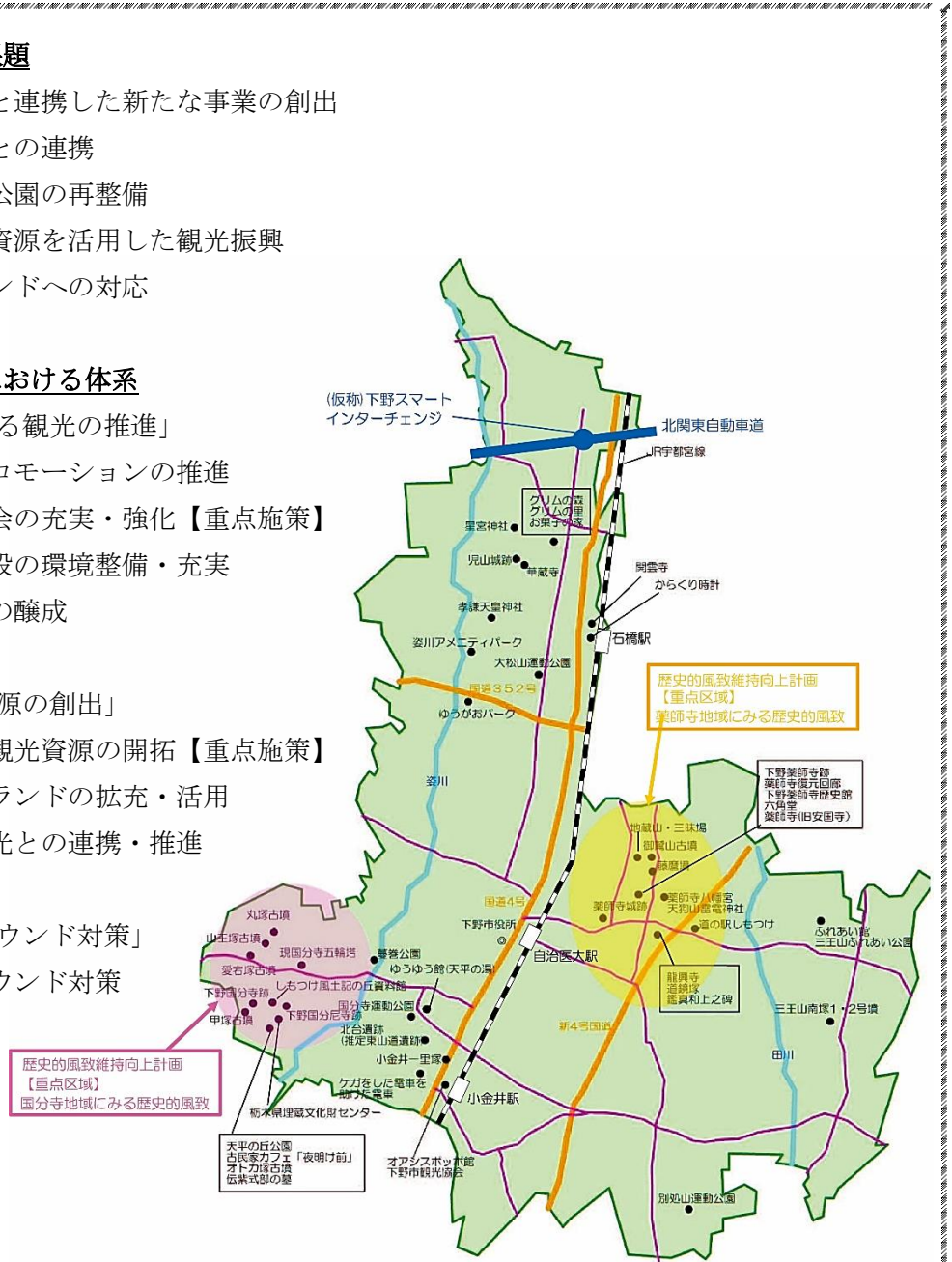
- 施策1-1：観光プロモーションの推進
- 施策1-2：観光協会の充実・強化【重点施策】
- 施策1-3：観光施設の環境整備・充実
- 施策1-4：郷土愛の醸成

基本施策2「観光資源の創出」

- 施策2-1：新たな観光資源の開拓【重点施策】
- 施策2-2：下野ブランドの拡充・活用
- 施策2-3：広域観光との連携・推進

基本施策3「インバウンド対策」

- 施策3-1：インバウンド対策



歴史遺産と観光関連施設分布マップ

(5) 第二次下野市産業振興計画

策定年月：令和2年（2020）3月、計画期間：令和2年度～令和6年度

本市の産業の現状把握と分析から導き出された課題の解決に向け、本市の特色を活かし、市民や事業者をはじめ、多様な主体と連携協力して市内産業を守り・育て、新たな産業を育むことにより、地域の活性化を図ることを目的として策定された。

第5章 これからの産業振興と具体的な取組

- ・基本目標1 商工業の基盤強化・活性化
- ・基本目標2 新たな産業の誘致・育成
- ・基本目標3 地域ブランドの創出・展開

(1) 下野ブランドを活用した認知度・満足度向上

『下野』という名前は、知名度が低く、『しもつけ』と読んで（呼んで）もらえることが容易ではなく、下野ブランド事業の開始から7年を経過した現在も同様です。

下野市には全国に誇れる歴史・文化的資源があり、災害も少なく農作物の生産・出荷も安定しています。下野ブランドを市内外に広く発信することで、『下野市』の知名度を高め、地域経済の発展、人的交流の拡大、地域の活性化を図ります。

[個別施策]

ア. 認知度・満足度アップへ

イ. かんぴょうの消費拡大へ

生産量が日本一、市民の認知度も高いかんぴょうですが、生産農家の高齢化等による生産者の減少の他、特産品と言いながらも家庭での消費量は少ない状況です。

地元農家や市内商店と連携し、かんぴょう料理の開発や栄養価や食べ方を教わる料理教室などを実施し、家庭での消費拡大を目指します。

ウ. ブランド品の競争力強化

「下野ブランド力強化事業費補助金」を活用し、下野ブランドとして認定された特産品又は文化財等地域資源のブランド化強化を推進し、ブランド品の認知度及び売り上げの向上を目指します。

(2) 観光事業の推進

下野市には、「東の飛鳥」と呼ぶにふさわしい、古墳時代から飛鳥・奈良時代にかけての東国を代表する史跡等が多数所在しており、このような歴史文化資源や近年新たにオープンした観光資源を融合、ネットワーク化すること、及び季節ごとのイベントを通して、魅力ある観光の創出を推進します。

また、大規模な国際イベント等の開催を見据えつつ、新たに創出した観光資源やルートなどをより早く情報発信することで、市民や来訪者の人的交流や経済循環などを促し、地域経済の発展、地域の活性化を図ります。

[個別施策]

- ・観光プロモーションの推進
- ・観光協会の充実、強化
- ・観光施設の環境整備、充実
- ・郷土愛の醸成
- ・新たな観光資源の開拓
- ・下野ブランドの活用
- ・広域観光との連携、推進
- ・外国人観光客誘客
- ・多言語対応マップの作成
- ・観光ガイドの多言語対応

- ・基本目標4 雇用・就業機会の拡充

(6) 農業振興地域整備計画書

策定年月：平成26年（2014）6月

本計画は、農業振興地域の整備に関する法律に基づいて農業の振興を図るために、基準年：平成23年、目標年：平成35年とし、農用地の利用や農業生産基盤の整備開発、農用地等の保全に関しての方向性をまとめ平成26年6月に策定された。

第1 農用地利用計画

(オ) 土地利用の方向

農業の持続的発展に向けて、水稻を中心に施設野菜や畜産等々との複合経営を推進し、農地の有効利用に努める。その際「下野ブランド」として位置づけられる干瓢をはじめとした地場農産物を広く活用し、市独自の6次産業化を推進。農業の担い手への支援、農業経営の高度化への支援、人・農地プランを活用するなどして農業政策を展開していく。

農業振興地域の土地利用

区分		農用地		農業用施設用地		森林・原野		住宅地・工場用地		その他		計	
年次		実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在	H23	4,113	66.6	18	0.3	375	6.1	586	9.5	1,083	17.5	6,175	100.0
目標	H35	4,058	65.7	18	0.3	372	6.0	611	9.9	1,116	18.1	6,175	100.0
増減		△55		0		△3		25		33		0	

(注) 資料：農業振興地域整備計画管理状況報告（確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況）

(2) 農業上の土地利用の方向

【南河内地域】

東部、中部、西部の3地区に分類。都市的地域もしくは平地農業地域に分類され、比較的平坦な集団的農地を有する地域。

集団的農地を形成している田の今後の方向性

- ・農地中間管理事業、人・農地プランを活用
- ・認定農業者等の担い手への利用集積を図り、畦畔除去、農業用排水路の機能を維持しながら農用地の高度利用に努める

露地野菜が作付されている畑の今後の方向性

- ・多品目栽培を基調として地産地消に対応できる作付体系を確立
- ・流通整備、販路開拓のためのブランド力強化

【石橋地域】

北部、西部、南部の3地区に分類。都市的地域もしくは平地農業地域に分類され、比較的平坦な集団的農地を有する地域。

田の今後の方向性

- ・集団的農地として農地中間管理事業、人・農地プランを活用し、認定農業者等の担い手への利用集積を進めていく
- ・経営所得安定対策制度等を利用し、水稻と戦略作物（麦、大豆、加工用米等）の作付を基調とする生産体系を確立し、農用地の高度利用に努める

露地野菜等が作付されている畑について

- ・多品目栽培を基調に地産地消に対応できる作付体系を確立
- ・流通整備、販路開拓のためのブランド力強化に努める

【国分寺地域】

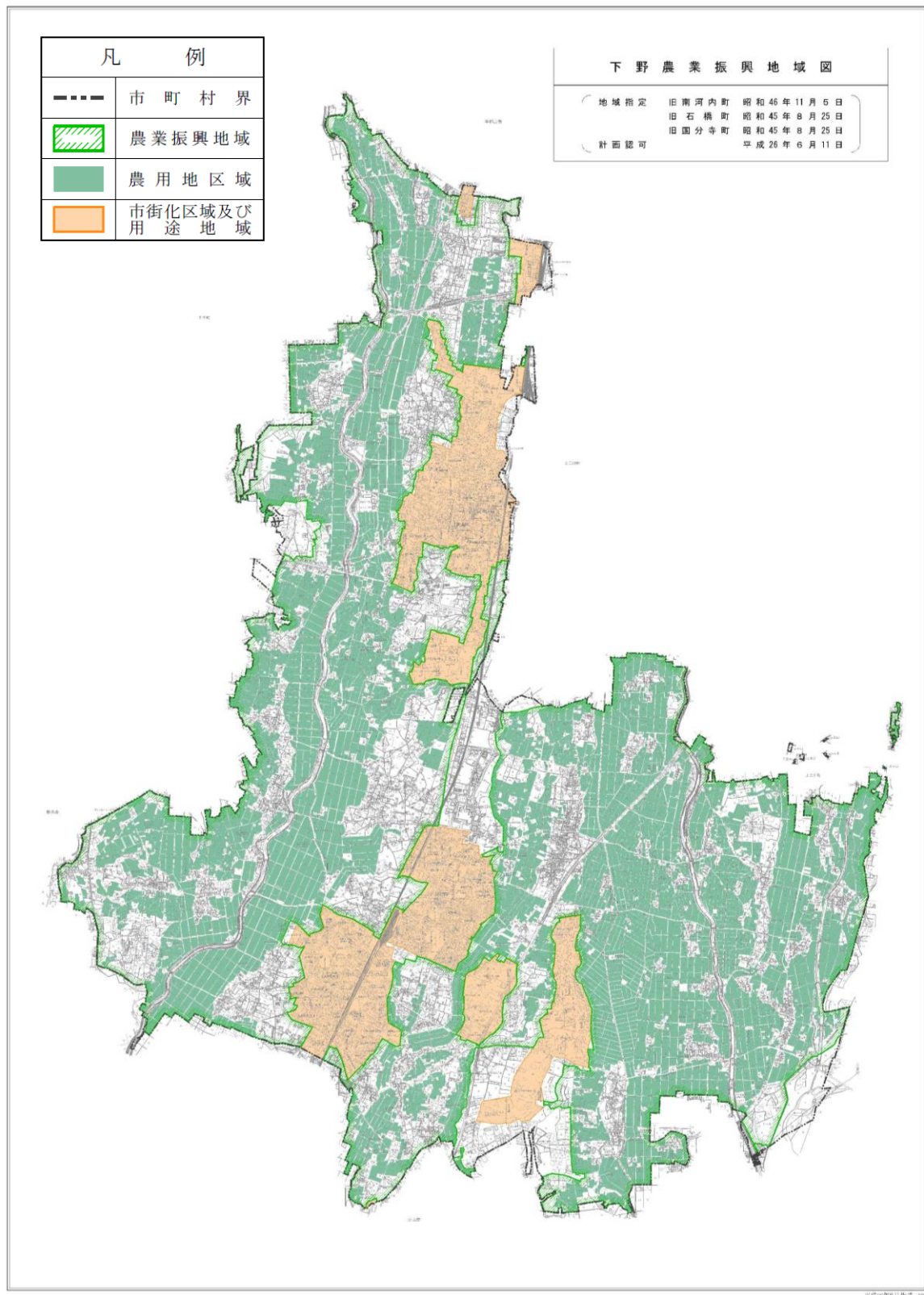
東部、中部、西部の3地区に分類。主に都市的地域に分類される地域。

田の今後の方向性

- ・集団的農地として、農地中間管理事業、人・農地プランを活用し認定農業者等の担い手への利用集積を進める
- ・経営所得安定対策制度を利用し、水稻と戦略作物（麦、大豆、加工用米等）の作付を基調とする生産体系を確立し、農用地の高度利用に努める

畑の今後の方向性

- ・未整備地区が多く、地域の実状に応じて農道等の整備を推進



下野農業振興地域図

(7) 下野市地域防災計画

策定年月：令和4年（2022）3月改訂

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び下野市防災会議条例（平成18年条例第17号）第2条の規定に基づき下野市防災会議が策定する計画であり、市及び防災関係機関等がとるべき各種災害に係る災害対策の基本的事項を定めている。

3. 第2編 水害、台風・竜巻等風害等対策編

2 <2. 応急>第17節 文教施設等応急対策

文化財の保護対策などの文教対策に必要な措置を講ずる。

5 文化財の保護

(1) 災害発生の措置（通報）

- ・文化財所有者（防火管理者を置くところは防火管理者）を通報責任者とする
- ・災害発生時は直ちに被害状況を市教育委員会に通報する
- ・市教育委員会は、被害状況を速やかに県に報告し、被災状況によって係員の派遣を求める

(2) 災害状況の調査、復旧対策

- ・市教育委員会は、災害発生の場合、文化財の被害状況の把握に努め、必要に応じて係員を現地に派遣する
- ・被害状況の詳細を調査し、復旧計画等の準備、計画に応援協力するとともに、その結果を県に報告する

2 <3. 復旧・復興>第3節 公共施設等災害復旧対策

公共施設の早期復旧を図るため、県及び防災関係機関と連携して被害状況を的確に調査し、早期に復旧事業を実施する。

1 災害復旧事業の種別

- ・公共施設の災害復旧を国が直轄で、あるいは地方公共団体等に対して負担又は補助して実施する災害復旧事業

文化財

(3) 文教施設等災害復旧事業

2 <4. 火災・事項>第1節 火災対策

3 火災に対する建築物等の安全化

(2) 文化財等の安全対策の促進

- ・市民の貴重な財産である文化財等を災害から守り、将来に引き継いでいくため、安全対策の推進を図る
- ア 文化財等の所有者又は管理団体又は管理団体若しくは文化財施設の所有者に対し、防災に関する指導、助言を行う
- イ 文化財の特性に応じた防火管理や収蔵庫、火災報知器、消火栓、避雷針等の防火施設・設備の整備充実を促進する。また、非常時に備えて収蔵品等個々の文化財の所在は所有者等に明確に把握させておくとともに、防火標識等の設置を促進し、所有者や見学者等の防火意識の高揚を図る
- ウ 「文化財防火デー」（1月26日）を中心として防火訓練を実施するとともに、文化財についての防火思想の普及啓発を図る

(8) 下野ブランド推進プラン

策定年月：令和2年（2020）3月改訂

本プランは、下野ブランド確立にあたり、平成24年（2012）11月に策定された。プラン策定から7年を経過したことから、これまでの下野ブランド事業の検証及び課題の明確化を行い、より効果的に施策を展開するため、令和2年（2020）3月に改訂を行った。プラン改定後も引き続き地域の魅力ある資源を活かし、市内外の人々に対して下野ならではの魅力や価値の認識を高める事業に取り組む。

第2章 下野ブランドの検証と課題**2 下野ブランドの検証**

2-2 アンケート調査から見えたもの（課題）

(1) 下野ブランドの認知度の低さ

「下野ブランド」という言葉の認知度は56%ほどになっています。若い人ほどその言葉自体を知らない人が多く、ブランド認定品についてもそのものは知っていても、下野ブランドの認定品であることを知らない傾向にあります。市民が下野ブランドを知ること、本事業の目的である「下野市の名を全国にPR」に大きく近づくものと考えられます。そのためにも、広報紙やパンフレットなど従来とは異なる視点での周知方法を模索し、実践することが不可欠と考えます。

(3) 「かんぴょう」の取り扱い

「下野市と言えば思い浮かべるもの」として、一般市民、下野ブランドサポーター及び市内中学2年生のいずれも「かんぴょう」を1位に挙げており、「かんぴょう」が下野市民の心に根ざした産物であることが分かりました。一方で「かんぴょうがメインになっており、もう少し工夫が必要」、「かんぴょう商品を食べたいとは思わない」といった意見もあり、かんぴょう商品に偏重している印象もあります。また、「かんぴょうの生産日本一である」ということは認識されているが、「美味しく食べている」といった感想は1件もなく、市内での消費にはつながっていない印象があることから、かんぴょうを市民に消費していただく取組が必要です。

(4) 下野ブランドサポーターのあり方

文化財等地域資源として下野ブランドの認定を受けているものには、下野国分寺・国分尼寺跡や下野薬師寺跡などの史跡も含まれており、今後「東の飛鳥プロジェクト」としてのプロモーションも展開される予定でいます。観光分野と融合することで、より広くPRや活動が期待できることから、平成30年度策定の第二次下野市観光振興計画において組織化を検討している「（仮称）しもつけ観光ファンクラブ」へ統合します。

第3章 下野ブランド事業の推進**3 下野ブランド今後の展開**

3-1 認知度・満足度アップへ

- (1) スーパーマーケット・コンビニエンスストアでの販売支援
- (2) 各種イベントへの参加
- (3) 栃木県アンテナショップ「とちまるショップ」への出品
- (4) メディアを活用した情報発信

3-2 かんぴょうの消費拡大へ

生産量が日本一、市民アンケートでの認知度が最も高かったかんぴょうですが、生産農家の高齢化等により生産者の減少の他、特産品と言いながらも家庭での消費量は少ない状況です。今後もかんぴょうの生産量日本一のまちであることをPRするために、地元農家や市内商店と連携し、かんぴょう料理の開発や、栄養価や食べ方を教わる料理教室などを実施します。身近な食材を知ること、学校や家庭での消費拡大を目指します。

3. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

(1) 地域の歴史を伝える文化財の保存・活用の推進

本市の歴史的風致を構成している遺跡については、保存・整備、活用を推進する。指定文化財については、今後も調査研究を進め、その成果を反映し、指定地の拡大・新規指定・公有化を図る。また、これまであまり調査の行われていなかった県や市の指定史跡については、調査研究を進め、適切な保存整備について検討する。加えて、活用・整備では、文化財の価値や特徴を伝える効果的な保存・整備、表現・伝達方法を検討し、ハード・ソフトを適切に使用し、多様な価値・魅力を顕在化させるとともに、周辺環境も含めた一体的な保全を推進する。

歴史的建造物に関しては、分布状況や建造物の状態等も含め、実態を把握するための調査等を継続的に実施する。また、必要に応じてそれらの保存、活用の方法及び体制等について検討する。特に、本計画に基づく歴史的風致形成建造物への指定ならびに文化財への登録や指定により保存・活用を推進する。その過程では、所有者と協議を行い、滅失防止や修理等に対する支援をしながら維持管理にかかる負担の軽減を図る。また、周辺住民や教育・研究機関等との協働により、調査・維持管理・活用を実施していく方策も検討する。

同様に無形文化財および無形の民俗文化財、有形の民俗文化財についても記録や調査を継続的に行い、文化財への指定や登録、保護・保存、活用を適切に進めることとする。

(2) 歴史的風致の認識向上・魅力発信に関する取組みの推進

歴史的風致の認識向上や魅力発信をより効果的に行うために、しもつけ風土記の丘資料館の展示等の改修を行い、市の歴史文化全体の認識向上および情報発信の拠点として位置づけ、整備を行う。また、下野薬師寺歴史館についても展示手法の見直しを行い、展示のリニューアルなどにより下野薬師寺跡を含めた薬師寺地域の情報発信施設としての整備を検討する。干瓢生産道具等の民俗資料については、市内の公共施設の再利用による収蔵や展示等の活用のための整備を行う。

季節による来訪者数の差が大きい国分寺地区では、年間を通じての集客力の向上のための方策を検討する。

そして魅力発信にあたっては、単に知識を伝えるだけでなく、歴史的背景や文化財的な価値に関する情報も提供し、下野市の歴史的風致の理解を促進するような効果的な発信方法（パンフレット・VRの活用・ガイド等）や集客力の向上を見込めるしかけ作りについて検討する。

観光ボランティアガイド等の各種団体を組成し、地域住民自らが本市の歴史的風致を認識するとともに、地域外の人々へのガイドとして情報を発信する主体となる仕組みを構築する。また、これらの団体と協働してイベント等を企画・開催し、市内外を問わず広く歴史的風致を紹介する。

また、下野ブランド推進プランに基づき、ブランドの周知を促進し、ブランドイメージの確立を図る。

(3) 歴史と伝統を守り、継承する人々の活動の支援

歴史的風致を構成する歴史的な営みや活動を継承していくために、担い手への支援とともに、後継者となる若い世代への教育・育成に努める。具体的には、担い手への支援としては、活動を披露する場の拡大、交流の場の拡大、活動を広く周知し普及啓発につながる取り組みへの支援を行う。また、地域、学校、博物館、関係団体等との連携による教育活動を通して、若い世代が地域固有の歴史や文化に触れ、後継者の育成を図る機会を提供する。

祭礼や伝統芸能に関しては、(1)でふれたように調査・記録を実施し、変化していく伝統的な営みや活動を後世に伝えられるよう継承および後継者の育成への支援を行う。また、人材の不足を補うため、ボランティア等による協力体制の構築に努める。

(4) 地域の文化や伝統を支えた生業の継承・発展

「農業振興地域整備計画書」に基づき、農業の担い手への支援や農業経営の高度化への支援を展開する。また、流通整備や販路開拓のためのブランド力強化の推進により、担い手が農業を安定して継続できる環境や、後継者が安心して収納できる環境の創出に努める。

耕作放棄地の解消については、農地中間管理機構や人・農地プランの活用により認定農業者等の担い手への利用集積を図り、農地の高度利用に努める。

また、農業や伝統工芸に関しては、道具の確保や販路拡大など、生業としての継続が可能となるような支援を実施し、広報やイベント等を通じた情報発信や新たな需要の開拓に努める。

また、観光振興計画に基づく体験型農業や対面型農産物販売等の振興のための取り組み推進により、さらなる農業の活性化及び良好な農村景観の維持に努める。

なお、平地林については、農村における里山として、また本市の歴史的風致の重要な構成要素としての保全を図るため、現状の把握のための調査、適切な保護・保全のための方策等について検討する。また、本市の独特の平地林の環境を伝える天平の丘公園等が老朽化しており、リニューアルを実施し、この環境を維持・向上させる。

(5) 歴史的建造物等の周辺環境の維持・向上

既存の法制度の活用や各種事業の実施などにより、歴史的建造物等を取り巻く生活環境の維持・向上を図る。

さらなる良好な景観の形成に向け、景観計画の策定を行うとともに、歴史的風致を形成しているエリア周辺に、内容やデザイン等に統一性を持たせ、伝統的景観に調和した情報案内・説明板を設置する。また現在、観光入込客数の大多数を占める南河内地区の道の駅の利用者（年間 200 万人程度）を市内全域に展開していくことを目指し、道の駅しもつけを下野薬師寺および周辺文化財の情報発信の拠点施設として活用する。それにともない、駐車場やトイレ、休憩施設等の便益施設の整備を検討する。

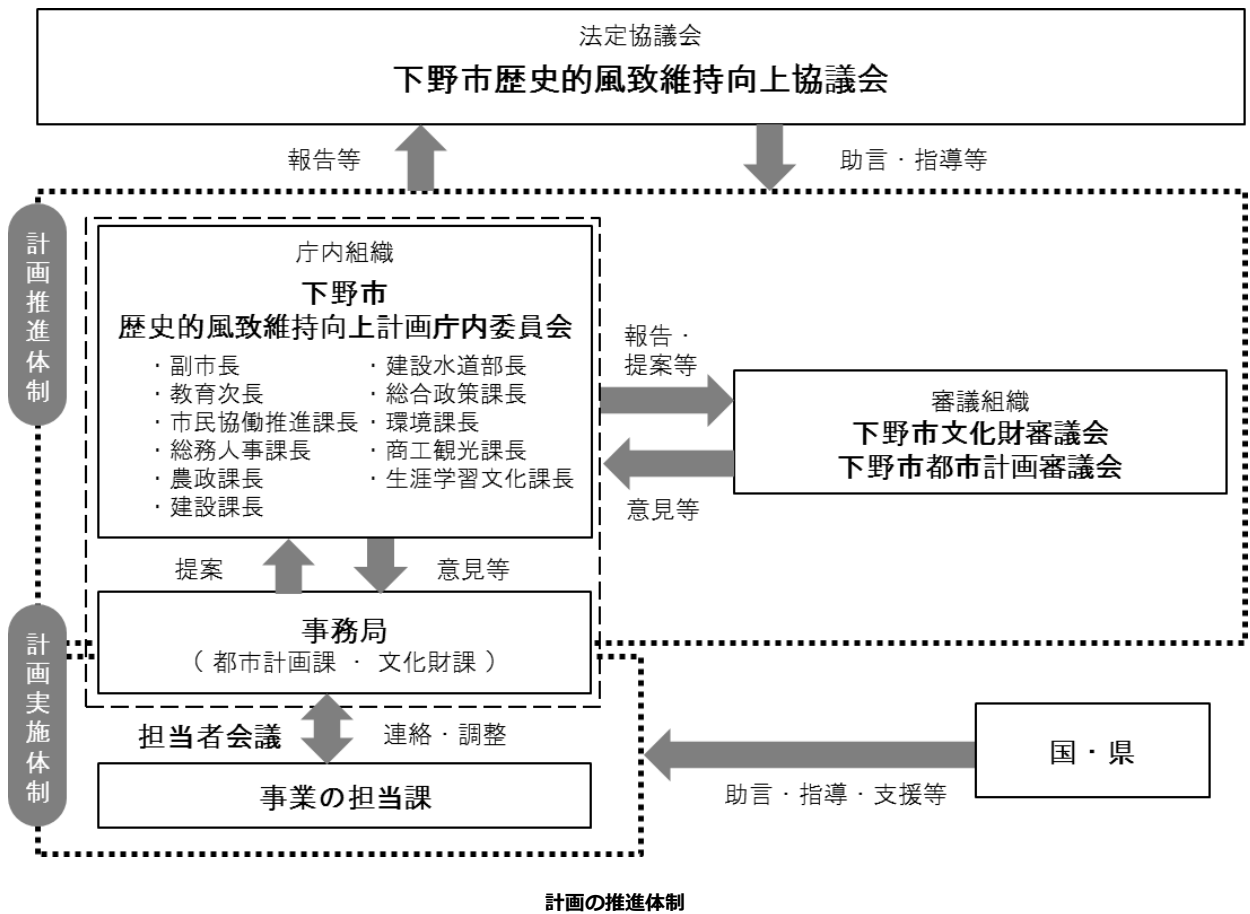
観光振興計画に基づいて、点在する歴史的建造物とともに周辺の文化財などへの快適なアクセスを実現するための移動手段的整備を行い、歴史的風致を形成するエリア内および市全域の利便性の向上を図る。

4. 歴史的風致維持向上計画の実施体制

(1) 計画実現のための推進体制

本計画を推進し、歴史的風致の維持向上に取り組むためには、行政のみならず、文化財等の所有者や管理者、地域住民等の協力、連携が不可欠であり、計画実現のための推進体制を構築することが必要である。

そのため、本計画の推進体制は都市計画課と文化財課を中心とし、関係各課との連携を図りながら、歴史まちづくり法第11条に基づく下野市歴史的風致維持向上協議会において計画推進や計画変更、効果的かつ円滑な事業実施に向けた協議を行い、事業の推進を図ることを基本とする。具体的な事業や取組みの実施に関しては、国や栃木県の指導を仰ぎながら、庁内各関係課と連絡調整を行いつつ、事業対象となる文化財の所有者や周辺住民等と協議のうえ実施する。



(2) 文化遺産管理・活用に関する体制づくり

下野市の文化財関連事業の推進に関しては、教育委員会文化財課内でその機能を担ってきた。現在も遺跡の整備に関する業務、開発行為に関する発掘調査、文化財関連の調査、資料館の運営に関する業務などを進めているが、今後も複数の史跡整備や公共事業等に係る発掘調査、報告書作成業務の継続が予想される。これらに加え、今後新たに文化財や歴史的風致の保存・活用に関する市民からの相談、関連する市民活動やグループ間の交流・連携などの促進を支援する業務の増加が予想される。さらに、庁内各部局と連携を進め文化財の総合的な活用の促進、文化財のブランド化や観光セクションとのマネージメント、イベントの開催など、新たな事業展開に向けた担当職員の増員も必要となることから、新たな体制を構築することが求められる。必要に応じて部署の新設も検討し、更なる本市の歴史的風致維持向上を図るための体制を整える。

(3) 周辺自治体との連携強化

下野市を代表する文化財遺産である史跡下野薬師寺跡、下野国分寺跡・尼寺跡、県史跡国分寺愛宕塚古墳、丸塚古墳、児山城跡等はそれぞれの時代を通じて単独で存在していたわけではなく、周辺に点在する史跡や遺跡を含めて捉えることでよりその価値が高められる。そのため、広域的な文化財の保存・活用に向けて、県及び宇都宮市、上三川町、栃木市、壬生町とはサイクリングロード等を利用した文化財活用の連携強化が期待される。



下野薬師寺ボランティアによる紙芝居のよみきかせ